

官報

號外 昭和二十一年十月四日

○衆議院議事速記録第五十號

昭和二十一年十月三日(木曜日)

午後二時一分開議

議事日程 第四十九號

昭和二十一年十月三日

午後一時開議

第一 帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に関する法律案(政府提出)

第一讀會

第二 復興金融金庫及び産業復興營團出資拂込金支辨のための公債發行に関する法律案(政府提出)

第一讀會

第三 自作農創設特別措置特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第四 私學振興に関する決議案(左藤義詮君外十名提出)

○議長(山崎猛君) 諸般ノ報告ヲ致サ

セマス

〔書記官朗讀〕

一、本日政府カラ左ノ議案ガ提出サレ

マシタ

議馬法の一部を改正する法律案

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕

一、去三十日政府カラ受領シタ答辯書ハ次ノ通りデアル

布利秋君提出「憲法改正に關聯する再質問」に對する答辯書(吉田内閣總理大臣)

布利秋君提出「緊急事件二法案に關する質問」に對する答辯書(石橋大藏大臣)

米山文子君提出「憲法改正に伴ふ諸法規改正に關する質問」に對する答辯書(吉田内閣總理大臣、木村司法大臣)

新妻イト君提出「大日本婦人會の清算報告に關する質問」に對する答辯書(吉田内閣總理大臣)

憲法改正に關聯する再質問主意書右成規に據り提出する。

昭和二十一年八月十三日

提出者 布 利秋

憲法改正に關聯する再質問主意書

一 七月十六日提出の質問書に對する政府答辯書は八月六日議長宛送達のものに借讀した。憲法改正が

世界監視下にあるのは勿論である。而して國家組織と國民精神に大轉換を與へる時、政府において舊套依存は斷然放棄されると信じたのであるが、舊態依然たる答辯は官僚獨善のお座なりと言ふ外はない。右に關して、お座なりなりや否やについて政府の御意見を承りたい。

二 第一點に對する政府の答辯と、我々の考へ方とは、本質的に差異がある。即ち他議員の質問に對する答辯速記録を讀めと指示されたことは、完全に不誠意の證據であり、同時に民主主義への逆襲とも言ひ得るのである。我々としては、政府の言ひ過ぎや、不用意に對してまでも、故意にこれを追究

する惡意はまたぬのである。即ち

第一點の如きは、誠意さへあれば、率直に答へ得られる筈のものである。我々は已むなく、茲に第一點に對して再質問する。

三 第二十點の質問は、向後の政爭が、個人主義から發足する左翼政黨の理論と、家族主義の傳統によつて團結する右翼政黨の感情とが、互に對立して、一大鬭爭を起すことは當然である。この場合

即ち後顧の憂なからしめるために文相を獨自の立場においては如何と質問したのである。けれども政府は憲法面の理論を武器として答へられてゐる。併し斯くも憲法の理論を尊重される政府が、第十五點においては、憲法の理論を棄てて、傳統と感情を以て答へられることは何故であらうか。即ち第十五點の質問は、憲法が個人主義の理論によつて立ち、家族制度なるものは感情依存であるが、その取扱ひ如何といふのである。然るに第十五點に對する政府の答辯は、家族主義と個人主義とが必ずしも兩立し得ないものとは考へてゐないなどと、的はづれの答辯は、理論的でなく感情まる出しである。即ち憲法が個人基盤に立つ以上、家族主義基盤は消滅してゐる。

我々の質問第二十點に對する答辯は、憲法中心に理論的解決を與へら

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

れてゐるが、第十五點に對しては、感情的に解決を與へられてゐる。これ何たる矛盾擧著であらうか。即ち第二十點は理論で割切り、第十五點は理論的に割切ることができず、感情によつて割切れと押しつけられることは、煎じ詰めると、第十五點は政府においても割切れぬのであらう。即ちこの點に關して、再質問の已むなきに至つたのである。

第二十點は憲法の理論で貫くとき、文致上に副作用が起り、第十五點に對しては、理論没却の感情的答辯とあつては、社會生活に副作用を起すわけである。故に政府は質問者の眞意と熱意を汲み取り、慎重に又高邁なる識見を以て人間的に答へらるべきであらう。

以上は本會議場で、口頭により御答辯あらんことを特に要求する。

右再質問する。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長山崎猛殿

衆議院議員布利秋君提出憲法改正に關聯する再質問に對し別紙答辯書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員布利秋君提出憲法改正

に關聯する再質問に對する答辯書

一、七月十六日提出の質問書における諸項目の中、本會議において他議員に對し、既に答辯したところについて諒解されと思はれたものについては、當該答辯の参照を願つたのであり、その他の項目については要點を答へてゐる。何れも誠意を以て答辯したものである。

二、ボグダム宣言受諾の際における國體護持の問題について六月二十四日衆議院本會議において、松原一彦議員の質疑に對する答辯の中で言及したものであり、この機會において所見を明かにすることが最も適當と考へたのである。なほ本會議における布議員の質問に對し答辯を行はなかつたのは、既に同一問題について他議員に對して答辯したところにより明かである

と考へたからである。

三、文部大臣も内閣を構成する國務大臣の一人であるから、特に他の國務大臣と異なる就任の方法によることは妥當でない。すなはち萬事國民の聰明に期待する態度で行く所存である、なほ第十五條の答辯と第二十條の答辯が、態度におい

て矛盾するとは考へてゐない。

右答辯する。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

緊急事件二法案に關する質問主意書

右成規に據り提出する。

昭和二十一年八月十五日

提出者 布 利秋

緊急事件二法案に關する質問主意書

第一點

八月十三日上程の會社經理應急措置法案及び金融機關經理應急措置法案に關し、特に制限討論を議院に求め、一瞬にして法律化すべく急がれたことが、現下必要の緊急事件といふならば、何故に政府並びに與黨の一部から、既に一箇月以前において、この機密を一部の特權階級に流傳させたのであるか、議院法第二十八條の精神は特權階級に了解を與へ、早耳をして、各金融機關に資金分派の便宜を與へたる後において、上程すべき性質のものであつたか、これが政府から財閥筋に與へるサービスであるのか政府の所見を承りたい。

第二點

佛蘭西は第一次世界大戰の勝者でありながら、大インフレに襲はれた後始末に對し、時の藏相ポアンカレは一九二六年の金融應急措置實行に當つて、獨立金庫政策を實施した。併し政策實施の時期を秘密に付して、閣僚にも秘書官にも知らしめず、自ら時の米國大統領に對して、秘密電話を以て了解を求むるやいなや、獨斷的に即時金融及び爲替對策を斷行した。この事は金融業者及び相場業者をして啞然たらしめ、早耳への漏電を防いだ。勿論、ポアンカレの措置は、強權ファツショには相違ないが、特權階級に資金隠匿の時間と與へず、公正平等に措置し得た、指導功績偉大なものであつた。而して一方敗者たるドイツのイーベルト政權は、時の藏相をして機密漏洩を行はせ、一部の資金隠蔽者をして、インフレ投機に没頭させつつ、外交的計畫も含んで、極端な財政インフレに陥れがあるのである。兩者各々、政治的良心に差異のあることは明白である。かかる場合に臨んで、わが政府はいづれを眞似たのであるか、政府の所見を承りたい。

第三點

今日は封鎖預金なるものが浮動して、その實體を掴むことすら不便となつた。斯くして、財産税なるものは果して計畫通りに成績を擧げ得ると考へられるか。焼けたものは焼け損、焼けないものは水ぶとりといふ不公平に對して如何なる方法をもつて、大衆の機會均等を確保される御所存であるか。更に借金帳消しの事業家が、次の事業再開による新しい闇の儲に、一石二鳥の暴慾を満足さすべく企てつつある計畫を御承知であるか。即ち借金踏倒しの會社蘇生の意義が、決して公平無私のものではない。儲けたならば舊債務者に報ゆるのが、正義ある徳操ではないか。而も小額の金を友情的に貸與して、そのために債權者は生活にも窮するといふ悲劇に對して、一蓮托生的に、又大小輕重を論じない畫一政策は、血も涙もない措置なりと御考へにならぬか。斯くして意慾沈没、而も宿命的自暴自棄に陥らしめることが、政府の指導精神なのであるか。甲は借り倒して喜び、乙は犠牲者となつて悲しむといふ不公平が、政府の目的ではなかつた筈であらう。

斯くして、新圓の闇ブロックに機會を與へ、日本人に非ざるものを欺瞞せしめることが政府の目的でもあるまい。かの軍閥官僚による獨善獨斷的總動員法の味をしめつゝ、何故に特殊專屬事業家の闇屋にのみ儲けを與へんとするのか。右の第三點の質問は複雑であるが、分析しつゝ答辭あらんことを待つ。

第四點

今後の國民生活は八月十三日事件によつて、益々刻々窮地に追ひ込まれるであらう。斯くして財政インフレの犠牲者は激増するであらう。

政府が一部事業家の生産を保護しても、豫定通り生産向上が望めなかつた場合、物價は更に更に暴騰するであらう。その際の大衆の損失に對して、何を以て償はんとするのか、果して政府にその用意ありや否やを質問する。

若しも企畫通りに實を結ばない場合は、再び三度び議院法第二十八條を濫發するつもりか。幾度でも總動員法に似た重壓を加へるつもりか、右の第四點について、國民

向後の生活のために、我々は質問せざるを得ないのである。以上、政府の確信ある又責任ある御所見を承りたい。

右質問する。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長山崎猛殿

衆議院議員布利秋君提出緊急事件二法案に關する質問に對し別紙答辭書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員布利秋君提出緊急事件二法案に關する質問に對する答辭書

第一點 會社經理應急措置法及び金融機關應急措置法はその内容から考へて金融緊急措置令施行規則の改正と同時に施行することを理想とし、若し遅れるとしてもその期間は極めて短い事が望ましいのである。その期間が一日延びれば一日延びる程金融界、經濟界に悪影響を及ぼし取引の圓滑を害するのでその施行は特に緊急を要するのみならずその内容も單に經理に關し新舊勘定を區分すると言ふに過ぎないのであるから議會に於

ける審議も短時間にこれを終へるやう特に御願ひした次第である。兩法律は文字通り應急の措置であつて根本の問題は企業再建整備法案及び金融機關再建整備法案に盛られてゐるからその審議の際に充分御審議頂く機會があると思はれたし議會に於かれてもこれを諒とせられたものと考へる。

尙兩法案の提案の直前にその内容が特に緊急を要するものであることを貴衆兩院の代表者の方々に諒解を御願ひしたのであるがこれは最も民主的方法であると確信する。右の事實の外政府に於てことさらに機密を流傳したやうな事實は全然存しない。

第二點 金融應急措置の實行方法に關して、佛蘭西及び獨逸の例を引いて御説明があつたが、御指摘の點は誠に傾聴に値すると思ふ。金融に關することは御説のやうに機密を要する場合が少くないのであつて、機密の確保については細心の留意を拂ふ必要のあることは申すまでもない。然し一般經濟界、金融界及び國民の財産權に重大な影響を及ぼす事柄であるから政府の専斷で行ふことは適當でないの

みならず、亦法律上も許されないもので、議會の協賛を御願ひした次第である。若しもかかる重大問題を政府の獨斷で實行するとすれば、民主的政治の運営に反すると云ふ謗を免れないと思ふ。只特に機密を要し即時實施する必要があるものについては適當の措置を講ずることを容認せられたいのである。

これを要するに常に政治的良心に顧みて出來得る限り民主的政治の運営を旨とし、緊急を要する事柄については、その緊急性の度合に應じて、適當善處したい考へである。

第三點 第三點の御質問の内容は多岐に亙つてゐるので分析的に御答へする。

第一に財産税の徴收に關してであるが、財産税は本年三月三日現在の財産について課税するのであつて、その後封鎖預金のみならず、不動産其の他についても財産の形態には若干異動があるであらうが、財産總額には大して變りはないと認められるから、財産税の徴收に支障を來したとは考へない。

第二に戰爭による損害、軍需補

償打切りに伴ふ負擔等の均衡化については一定金額以下の戰爭保險金等の打切免除、一定金額以下の預金等の保護、財産税の徴收等によつて國民相互の間の負擔の均衡を圖る考へである。

第三に特別經理會社の舊債務の整理に關してであるが、特別經理會社については舊債務を適當處理せしめ、事業の再開の時その繼續を容易ならしめようとする趣旨であつて、一般的にはこの措置は極めて有效なものと思へる。特別經理會社の損失の負擔については企業再建整備法案に於て負擔の順序割合等を法定してゐるが、この損失は先づ株主が負擔し次で舊債權者が負擔するのであつて御質問の如く舊債權者のみがこれを負擔するのではない。

第四に闇取引については今後一層物價統制の適正を期し取締の勵行を期する等極力善處する所存である。

第四點 現下の事態に顧みて生産増強こそ最大の要請であり、インフレーション克服のためにも是非實現しなければならぬところである。これが爲に政府としては萬全

の措置を講じつゝある次第である。従つて之と相伴つて高物價の安定を期し得ることを信じてゐる。

尙現在の物價情勢と失業者の状況を考慮して生活保護法を制定し、生活困難者の救護を圖るため法律案及びこれに伴ふ豫算を提案した次第である。

最後に議院法第二十八條の發動に關してであるが、前にも申し上げた通り政府としては政治の民主的運営を念としてゐることは勿論であつて緊急已むを得ない事由がある場合に限つて全く例外的に緊急に御審議を御願ひしたに過ぎないのである。これが運用については政府としても充分な配慮を行ふことは言ふまでもない。これを濫用するが如きは絶対にないことを重ねて申し上げる。

右答辯する。

昭和二十一年九月三十日

大藏大臣 石橋 湛山

憲法改正に伴ふ諸法規改正に關する質問主意書

右成規に據り提出する。

昭和二十一年八月十六日

提出者 米山 文子

憲法改正に伴ふ諸法規改正に關する質問主意書

第一、憲法改正草案第十二條、第二十二條により、法律は悉く個人の尊重と男女兩性の本質的平等に立脚して制定せらるべきであるが、政府は次の諸點につき如何なる改正方針を執るものなりや。

一、戸主及び戸主權、戸主の家族に對する同意權、指定權などをめぐり、家の制度に關する民法の規定並びに戸籍法は如何に改正する方針か

二、妻を法律上無能力者とする民法の規定、夫婦財産制に關する民法の規定の改正方針如何

三、子に對する父母の親權に等差を設けてゐる民法の諸規定、子の婚姻に對する父母の同意に關する規定、母の子に對する親權が、女性なるが故に親族會の監督に服するものとする諸規定の改正方針如何

四、夫婦離婚原因に關する男女不平等規定、夫婦同居義務に關する男女不平等規定の改正方針如何

五、家督相続に關する規定の中特に相続順位につき、男女平等を

如何に取扱ふかに關する改正方針如何

六、財産相続はこれを均分制とする方針なりや

七、姦通罪に關する男女不平等規定の改正方針如何

第二、憲法改正草案第十三條により、女子は男子に對し政治的平等、經濟的平等、社會的平等の取扱を受くべきであるが、これらの諸平等は何れも法制上の裏付けを俟つて初めて所期の目的を達成し得るものと信ずる。

よつて、政府は女性の政治的（選舉制度を除く）經濟的、社會的平等に關し、制度上如何なる點に改革をなさんとするか。

右質問する。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長山崎猛殿

衆議院議員米山文子君提出憲法改正に伴ふ諸法規改正に關する質問に對し別紙答辯書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員米山文子君提出憲法改正に伴ふ諸法規改正に關する質問に對する答辯書

憲法改正に伴ふ諸法規の改正方針

については、目下臨時法制調査會において、調査審議中である。先月二十一日及び二十二日、同會の總會において、右に關する中間的な報告があり、その内容は當時政府から發表した通りであつて、それを御參照願ひたいが、政府としては、もとより未だ成果を得てゐるのではなく、憲法改正に伴ふ諸法規改正の最終的の方針については、現在、未だ御答辯の時期に達してゐない。要するに、婚姻及び家族に關する事項については、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚しつゝ、これとわが國古來の良き傳統を調和せしめ、その他政治的、經濟的又は社會的關係においても、性別による差別を撤廢する方針の下に、廣く國民の意向をも尊重しつゝ、法令を改正する所存で研究中である。

右答辯する。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村篤太郎

大日本婦人會の清算報告に關する質問主意書

右成規に據り提出する。

昭和二十一年八月十七日

提出者 新妻 イト

大日本婦人會の清算報告に關する質問主意書

大日本婦人會は、所謂大東亞戰爭完遂のため、軍部の強壓により、愛國婦人會、國防婦人會、女子青年會等々の婦人團體を統合した團體である。即ち一定年齢に達した日本婦人は、好むと好まざるとにかゝらず強制的に入會せしめられ會費を徴收されてきたのである。會の仕事としては、將兵の見送り、遺骨の出迎へ若くは愛國貯金の徴收位のもので、その他に殆んど何等の見るべきものはなかつた。

かくの如く仕事らしき仕事を何一つしてゐない大日本婦人會は、終戦と同時に解散してしまつたが、本會には幾百萬といふ會員から強制的に徴收した會費、政府補助金、皇后陛下からの御下賜金百萬圓等莫大な資金を有してゐたのであるが、解散後數箇月を経過した今日、未だに會計の清算報告をしないのである。何時までも放置しておくことは國民に疑念を起させるに十分である。過日「會計法臨時特例廢止」の委員會で、この問題について當局の質問したのであるが、その所管が厚生省でも、内

務省でも、大蔵省でもないといふこととで、關係官廳と思はれるどの省でも所管外と稱して答辭を與へなかつた。それ故こゝに改めて總理大臣に次の各項に互にお尋ねする。

一、大日本婦人會設立當時の資産、政府からの補助金及び會員より徴収した會費の使途及び残額

一、解散後に清算された決算報告一、會解散後、地方にてはなほ残務整理と稱して職員が會の資金を消費しつゝある噂があるが、その事實の有無

一、殘金は現在何處に保管されてゐるか

一、皇后陛下よりの御下賜金百萬圓は別途に保管されてゐるか

一、殘金は將來如何なる使途に用ゆるつもりか

以上明確に、速かに回答を願ひたい。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長山崎猛殿

衆議院議員新妻イト君提出大日本婦人會の清算報告に關する質問に對し

別紙答辭書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員新妻イト君提出大日本婦人會の清算報告に關する質問に對する答辭書

一、資産より生じた收入、國庫補助金は、大日本婦人會の事務費、勤務勳員、軍事援護、戰時生活指導、貯蓄奨励、航空事業援護等の事業費及び都道府縣支部に對する助成と事業指導等に使用せられ、其の殘額は別項の通りである。尙會費收入は本部に歸屬せしめず専ら夫の地方支部の事務費及び事業費に使用せられた。

二、大日本婦人會は昭和二十年六月十三日解散し、同年十月五日日本部の残務整理を終了したる旨同會残務整理委員長より同月八日決算書、財産目録を添えた報告書を受理した。

決算報告書に依れば、昭和二十年度の一般會計歳入歳出は歳入合計八九三、一一一圓〇三錢、歳出合計八五八、七五八圓四八錢であつて、差引殘金三四、三五二圓五五錢、特別會計の歳入歳出は歳入合計一四一、九三五圓五二錢、歳出合計一〇九、八二七圓三〇錢であ

つて、差引殘金三二、一〇八圓二

二錢である。而して一般會計における積立金一、一五〇、九八〇圓特別會計に於ける積立金二三五、九八一圓一三錢が別に存するから此の兩積立金の合計と昭和二十年度の歳入歳出の差引殘金との合計金額一、四五三、四二一圓九〇錢が殘金となる次第である。

三、地方支部の監督官廳は地方長官、所在地陸海軍官衙の長の三者共同所管であり、支部理事會において監督官廳と協議の上、残務整理を行ひ既に終了してゐるのである。

四、殘金は大日本婦人會残務整理委員長の寄託を受け内閣官房において保管中である

五、質問主意書に「皇后陛下よりの御下賜金百萬圓」とあるのは、前掲の一般會計に於ける積立金一、一五〇、九八〇圓中の一、〇〇〇、〇〇〇圓に相當するものと思料するも此れは大日本婦人會に對する支那事業行實の賜金國庫債券額面一千圓券一千枚であつて、既に昭和二十一年法律第四號に依り無効となつたのである。

六、殘金の使途については今後關係

方面とも連絡の上將來慎重に研究の上決したい。

右答辭する。

昭和二十一年九月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

一、政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

(改第一號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案

(改特第一號)昭和二十一年度特別會計改定歳入歳出豫算追加案

(改第二號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案

(改特第二號)昭和二十一年度特別會計改定歳入歳出豫算追加案

豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

(以上九月三十日提出)

帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案

復興金融庫及び産業復興營團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案

自作農創設特別措置特別會計法案

(以上十月二日提出)

一、本日政府カラ次ノ要求書ヲ受領シタ

一、競馬法の一部を改正する法律案
右議院法第二十七條但書及び第二十八條但書によつて議定せられたく要求致します

昭和二十一年十月三日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長山崎猛殿

一、去三十日貴族院ニ於テ、本院カラ送付ノ次ノ政府提出案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ

復興金融庫法案

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

私學振興に關する決議案

提出者

左藤 義詮君 廣川 弘禪君

笹森 順造君 大久保留次郎君

松原 一彦君 原 彪之助君

志賀 義雄君 五坪 茂雄君

船田 亨二君 西山富佐太君

(以上九月三十日提出)

一、議員カラ提出サレタ緊急質問ハ次ノ通りデアル

新聞通信放送労働組合ゼネ・ストに關する緊急質問

提出者

加藤 勘十君

(以上九月三十日提出)

一、去三十日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒 受領シタ

大藏事務官 渡邊喜久造
第九十回帝國議會大藏省所管事務政府委員被仰付
府委員被仰付

商工事務官 和田 太郎
第九十回帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付

一、去三十日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ

戰時補償特別措置法案(政府提出)外

五件委員

委員長

理事

石原 圓吉君 菊地長右エ門君

森 曉君 舟崎 由之君

武藤 嘉二君 上田清次郎君

鈴木茂三郎君 木下 榮君

久保 猛夫君

一、去三十日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

貿易資金特別會計法案 (政府提出)

委員

飯國壯三郎君 小野 孝君

栗原大島太郎君 栗山長次郎君

杉田 肇子君 深津玉一郎君

森崎 了三君 若林 義孝君

亘 四郎君 稻本 早苗君

江部 順治君 九鬼紋十郎君

白井 秀吉君 寺田 榮吉君

林田 正治君 早稻田柳右エ門君

大矢 省三君 加藤シヅエ君

島田 善作君 土井 直作君

松永 義雄君 山花 秀雄君

川越 博君 原尻 東君

松本 瀧藏君 安藤 はつ君

大津 桂一君

一、去三十日特別委員理事補選ノ結果次ノ通り當選シタ

戰時補償特別措置法案(政府提出)外

五件委員

理事

奥村又十郎君(鈴木茂三郎君去三十日理事辭任ニ付其ノ補闕)

一、去三十日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

戰時補償特別措置法案(政府提出)外

五件委員

辭任鹿島 透君 補闕秋田 大助君

辭任三木 武夫君 補闕伊東 岩男君

一、去一日議長ニ於テ次ノ通り常任委員辭任ノ許可ガアツタ

第一部選出豫算委員 早川 崇君

第二部選出豫算委員 石田 一松君

第三部選出豫算委員 左藤 義詮君

第六部選出豫算委員 鈴木彌五郎君

一、去一日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ

貿易資金特別會計法案(政府提出)

委員

委員長

理事

栗山長次郎君 深津玉一郎君

寺田 榮吉君 松永 義雄君

一、去一日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

自作農創設特別措置法案(政府提出)外

一件委員

辭任田邊 讓君 補闕坂田 道太君

戰時補償特別措置法案(政府提出)外

五件委員

辭任吉米地義三君 補闕武藤 常介君

辭任九鬼紋十郎君 補闕中野 四郎君

辭任高橋 英吉君 補闕河原田 巖君

貿易資金特別會計法案(政府提出)委員

辭任九鬼紋十郎君 補闕笠井 重治君

一、昨二日常任委員補選ノ結果次ノ通り當選シタ

第一部選出 豫算委員 仲子 隆君(早川崇君補闕)

第二部選出 豫算委員 米山 文子君(石田一松君補闕)

第二部選出

豫算委員 稻葉 道意君(左藤義詮君補闕)

第六部選出

豫算委員 大島 多藏君(鈴木彌五郎君補闕)

一、昨二日常任委員理事補選ノ結果次ノ通り當選シタ

豫算委員

理事 大島 多藏君(理事石田一松君去一日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一、昨二日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

戰時補償特別措置法案(政府提出)外

五件委員

辭任廣川 弘禪君 補闕大石ヨシエ君

辭任赤澤 正道君 補闕藤井 正男君

議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○村上勇君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出競馬法の一部を改正する法律案ヲ議題トナシ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 村上君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——競馬法の一部を改正する法律案ヲ議題ト致シマス——大石農林政務次官

競馬法の一部を改正する法律案 (政府提出) (緊急事件)

競馬法の一部を改正する法律案 競馬法の一部を次のやうに改正する。

第四條第二項及び第三項を削る。
第六條第一項中「十倍」を「百倍」に改める。

第三十五條第一號中「第一項又ハ第二項」を削る。
第三十六條第一號中「第一項又ハ第二項」を削り、同條中第三號を削り、第四號を第三號とする。

第三十八條第一項中「三百圓」を「二千圓」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

「政府委員大石倫治君登壇」
○政府委員(大石倫治君) 只今議題トナリマシタ競馬法ノ一部ヲ改正致シマ

ナリマシタ競馬法ノ一部ヲ改正致シマ

ス法律案ノ提案理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲタイト存ジマス

御承知ノ如ク競馬ノ施行ハ、馬事思想ノ普及ト共ニ、浮動購買力ヲ吸收シ、通貨ノ縮小ニ資スル所ガ極メテ大デアリマス、隨テ此ノ觀點ヨリ、殊ニ

現下ノ經濟事情ニ鑑ミマシテ、現行競馬法ノ中ノ馬券ノ發賣及ビ讓渡ニ關スル制限ヲ緩和スルト共ニ、拂戻金ノ限度ヲ擴張シ、以テ國家ノ通貨對策ノ一翼トシテ競馬法ヲ活用スル爲メ、今回

競馬法ノ一部ヲ改正シタイト存ズルノデアリマス

即チ改正ノ第一ハ、馬券ノ一人當リ發賣數一枚ト云フ制限ヲ撤廢セントスルモノデアリマス、第二ハ拂戻金ヲ、從來券面金額ノ十倍デアリマシタモノ

ヲ、百倍ニ致シタイト存ズルノデアリマス、第三ハ、第一及ビ第二ニ關聯スル罰則ノ廢止デアリマス、第四ハ、日本

競馬會ノ役員ニ對スル贈賄罪ノ罪金三百圓以下トアリマスルモノヲ、二千圓以下ト改正スルコトデアリマス

以上ガ此ノ法案ノ内容デアリマス

ガ、尙ホ以上ノ改正ヲ要シマスル關係ハ、過般本議會ヲ通過致シマシタ地方競馬法ノ内容ト、其ノ步調ヲ一ニ致サナケレバナラヌ必要カラデアリマス、地方競馬法ニ於キマシテハ、枚數ノ制

限ヲ致シマセヌ、又配當モ百倍トナツテ居ルノデアリマス、此ノ關係ガ緊急ヲ要スル理由デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ賜ハラシコトヲ御願ヒ致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案ニ對シテハ、政府ヨリ議院法第二十七條但書並ニ第二十八條但書ニ依ル要求ガアリマシタ、仍テ委員ニ付託セズ、且ツ讀會ノ順序ヲ省略スルコト致シマス、直チニ採決致シマス、本案ハ可決スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ可決致シマシタ(拍手)日程第一乃至第三ハ便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一、帝國鐵道會計又ハ通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案、日程第二、復興金融庫及び産業復興團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案、日程第三、自作農創設特別措置特別會計法案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——上塚大藏政務次官

第一 帝國鐵道會計又ハ通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案(政府提出)

第一讀會

第二 復興金融庫及び産業復興團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案(政府提出)

第一讀會

第三 自作農創設特別措置特別會計法案(政府提出)

第一讀會

帝國鐵道會計又ハ通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案

帝國鐵道會計收益勘定又ハ通信事業特別會計業務勘定における昭和二十一年度の經費支辨のため、政府は、それ、當該特別會計の負擔において借入金をなすことができる。但し、その金額は、帝國鐵道會計にあつては五千八百萬圓、通信事業特別會計にあつては四億四千萬圓を超過することができない。

前項の規定による借入金は、これを昭和二十四年度までに償還するものとする。

第一項の規定による借入金は、帝國鐵道會計收益勘定又ハ通信事業特別會計業務勘定又ハ通信事業特別會計業務勘定における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律

別會計業務勘定の歳入とし、當該借入金の償還金及び利子は、それ、當該勘定の歳出とする。

第一項の借入金に因り、帝國鐵道會計收益勘定又ハ通信事業特別會計業務勘定において、昭和二十一年度の決算上歳入總額の歳出總額に超過する金額を生じたときは、帝國鐵道會計法第九條又は通信事業特別會計法第十條第一項の規定にかかわらず、これをそれ、當該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

帝國鐵道會計又ハ通信事業特別會計の昭和二十一年度における國債償還資金の繰入は、帝國鐵道會計法第三條第二項、通信事業特別會計法第三條第二項及び國債整理基金特別會計法第二條第一項の規定にかかわらず、これを停止することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

復興金融庫及び産業復興團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案

復興金融庫及び産業復興團に對する出資拂込金を支辨するため、政府は、四十二億八千六百萬圓を限り、公債を發行し、又は借入金をすることができ。

前項の規定による公債の利率は、年三分五厘、その發行價格は、額面金額百圓につき九十八圓、その償還期限は、十八年以内とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

自作農創設特別措置特別會計法案

自作農創設特別措置特別會計法案

第二條 この會計においては、農地等の賣渡代金及びその利子、農地等の貸貸料、一般會計からの繰入金、借入金並びに附屬雜收入を以てその歳入とし、農地等の買收代金、第三條又は第四條第一項の規定による他の會計への繰入金、報償金、農地等の使用料、補償金、事務取扱費、自作農創設特別措置法

に基いて政府の發行する證券(以下農地證券といふ。)及び借入金の償還金及び利子、一時借入金金の利子、農地證券の發行及び償還に關する諸費その他の諸費を以てその歳出とする。

第三條 毎年度における農地等の賣渡代金及び利子の合計額に相當する金額に、當該年度までに他の會計の所屬からこの會計の所屬に移した農地等で賣り渡したものの受入價額の、當該年度までに賣り渡した農地等の受入價額に對する割合を乗じて得た額に相當する金額は、毎年度この會計から當該他會計にこれを繰り入れるものとする。

第四條 農地等でその賣渡價額がその受入價額を超えるものの、毎年度における賣渡代金及び利子の合計額に相當する金額に、當該超過額の合計額の當該賣渡價額の合計額に對する割合を乗じて得た額に相當する金額は、毎年度この會計から一般會計にこれを繰り入れるものとする。

農地等の賣渡代金は、農地等の買收代金、農地證券及び借入金の償還金並びに前條又は前項の規定

による繰入金の財源にのみこれを充てるものとする。

第五條 農地證券は、これをこの會計の負擔とする。

農地證券及び借入金の償還金及び利子、一時借入金金の利子並びに農地證券の發行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額は、これを毎年度國債整理基金特別會計に繰り入れるものとする。

第六條 この會計において支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第七條 この會計において支拂上現金に不足があるときは、この會計の負擔で、大藏省預金部若しくは日本銀行から一時借入金をし、又は國庫餘裕金を繰替使用することができる。

前項の規定による一時借入金又は繰替金は、當該年度の歳入を以てこれを償還しなければならない。

前項の場合において、當該年度の歳入減少のため一時借入金又は繰替金を償還することができないときは、政府は、その償還できない金額を限り、この會計の負擔で

大藏省預金部又は日本銀行から借入金をすることができ。

前項の規定による借入金は、一年以内にこれを償還しなければならない。

第八條 この會計において決算上剩餘を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

前項の規定による繰入金は、農地等の買收代金並びに農地證券及び借入金の償還金の財源にのみこれを充てるものとする。

この會計において、農地等の賣渡代金及び第一項の規定による繰入金を以て農地等の買收代金、農地證券及び借入金の償還金並びに

第三條又は第四條第一項の規定による繰入金を支辨するのに不足する金額と、農地等の賣渡代金、第一項の規定による繰入金及び借入金以外の収入金を以て農地等の買收代金、農地證券及び借入金の償還金並びに第三條又は第四條第二項

の規定による繰入金以外の經費を支辨するのに不足する金額との合計額に相當する金額は、豫算の定める所により、一般會計からこの會計にこれを繰り入れるものとする。

第九條 政府は、毎年この會計の歳入歳出豫算を調製して、歳入歳出の總豫算とともに、これを帝國議會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出豫算には、當該年度及び前年度における農地等の賣渡及び買收計畫表並びに前前年度末現在における農地證券の發行額及び償還額表を添附するものとする。

第十條 この會計の收入支出に關する規程は、勅令でこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

〔政府委員上塚司君登壇〕

○政府委員(上塚司君) 只今議題トナリマシタ帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案外二法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

先ツ帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案ニ付テ申上ゲマス、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計ニ於キマシテハ、終戦ニ於ケル諸物價ノ品騰ニ基ク事業經

營用品費等ノ増嵩、従業員ニ對スル諸給與等ノ増加等、歳出面ノ著シイ増加ノ實情ニ顧ミマシテ、政府ハ極力兩事業ノ經營ノ合理化ニ努力致シテ居ルノデアリマスガ、尙ホ事業經營上缺クベカラザル經費ハ、増嵩ノ傾向ニアリマシテ、今回モ官廳職員ノ給與制度ノ改正ノ實施ニ基ク經費等、相當多額ノ追加經費ヲ必要トスルニ至ツタデアリマス、而シテ是等ノ經費ノ財源ハ、原則トシテ事業收入ヲ以テ支辨スベキモノト存ズルノデアリマスガ、兩會計ノ財政運營ノ現狀ヨリ致シマシテハ、其ノ一部ハ借入金財源ニ求メルノ外ナキ實情ニアルノデアリマス、而シテ右ノ追加經費ハ、兩事業ノ圓滑ナル運行ヲ確保スル爲ニ缺クベカラザルモノデアリマス關係上、此ノ措置モ亦已ムヲ得ナイモノト認メマシテ、此ノ法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

次ニ復興金融公庫及び産業復興營團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案ニ付テ申上ゲマス、過日帝國議會ノ協賛ヲ經テ成立致シマシタ復興金融公庫法ニ依リマシテ、政府ハ同金庫ノ設立當初ニ四十億圓ノ出資拂込ヲナスコトニ相成ツテ居リ、又目下本院ニ於キマシテ御審議ヲ願ツテ居リマスル産業復興營團法案ニ於キマシテ

ハ、政府ハ同營國ニ對シマシテ二億圓ヲ出資致スコト相成ツテ居リマスルガ、是等ノ出資拂込ニ要スル經費ノ財源ハ、一般會計收支ノ現狀ニ顧ミマシテ、之ヲ公債財源ニ求メルノ外途ナキ狀況ニアリマスノデ、此ノ法律案ヲ提出シタ大次第アリマス

最後ニ自作農創設特別措置特別會計法案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、目下本院ニ於テ御審議中ノ自作農創設特別措置法案ニ關スル經理上ノ措置ト致シマシテ、自作農創設ノ爲メ政府ノ行ヒマスル土地等ノ買収、使用、賃貸、賣渡、交換等ニ關スル歳入歳出ハ、之ヲ一般會計ト區分致シマシテ、特別會計ヲ設置致シマシテ、其ノ經理ヲ明確ニ致スコトガ適當ニ存ゼラレルノデアリマス、是ガ爲ニハ法律ノ制定ヲ必要ト致シマス關係上、此ノ法律案ヲ提出致シタ大次第アリマス

以上三法律案ニ付キマシテ御審議ノ上、何卒速カニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願ヒ申上ゲマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○村上勇君 日程第一乃至第三ノ三案ハ、一括シテ政府提出戰時補償特別措置法案外五件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 村上君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ—日程第四、私學振興に關する決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス—提出者廣川弘禪君

第四 私學振興に關する決議案 (左藤義詮君外十名提出)

私學振興に關する決議案
私學振興に關する決議

わが國の私學は、高邁なる理想と、その實現に對する教育的熱情に燃えたる幾多先覺によつて創立發展したるものであつて、その自由清新の校風は、從來文化の各方面において特色ある人材を輩出せること遙かに官學を凌ぐものがある。民主日本再建の途が、個性を尊重して、その自覺と向上とを促し、確乎たる信念の下に、文化の興隆と産業の啓培を期するにあるを思へば、私學振興の要は現下において特に緊切ならざるを得ない。曩に文部當局は教權の獨立と教育優先の方針を樹て、今後の教育

は寧ろ私學を中心とすべきだと述べてゐる。然るに現實においては、戰災と終戰後の經營難に喘ぐ私學に對し、殆んど具體的施策の見るべきものがないことは、甚だ遺憾とするところである。よつて政府は左記要項により私學復興の根本方策を樹立し、責任を以てその迅速なる實現を期すべきである。

- 一、公私立學校生徒學費負擔額の不均衡是正
- 二、戰災私學復興費の助成
- 三、戰災私學の有する特殊預金の解除
- 四、私學への寄附金に對する租税の減免
- 五、私立學校教職員待遇改善費の補助

右決議する。

〔廣川弘禪君登壇〕

○廣川弘禪君 只今上程ニナリマシタ、各派共同提案ニナル私學振興に關する決議案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、先づ主文ヲ朗讀致シマス

私學振興に關する決議

わが國の私學は、高邁なる理想と、その實現に對する教育的熱情に燃えたる幾多先覺によつて創立發展したるものであつて、その自由清新の校風は、從來文化の各方面において特色ある人材を輩出せること遙かに官學を凌ぐものがある。民主日本再建の途が、個性を尊重して、その自覺と向上とを促し、確乎たる信念の下に、文化の興隆と産業の啓培を期するにあるを思へば、私學振興の要は現下において特に緊切ならざるを得ない。曩に文部當局は教權の獨立と教育優先の方針を樹て、今後の教育

るものであつて、その自由清新の校風は、從來文化の各方面において特色ある人材を輩出せること遙かに官學を凌ぐものがある。民主日本再建の途が、個性を尊重して、その自覺と向上とを促し、確乎たる信念の下に、文化の興隆と産業の啓培を期するにあるを思へば、私學振興の要は現下において特に緊切ならざるを得ない。曩に文部當局は教權の獨立と教育優先の方針を樹て、今後の教育

- 一、公私立學校生徒學費負擔額の不均衡是正
- 二、戰災私學復興費の助成
- 三、戰災私學の有する特殊預金の解除
- 四、私學への寄附金に對する租税の減免
- 五、私立學校教職員待遇改善費の補助

右決議する。

一、公私立學校生徒學費負擔額の不均衡是正

二、戰災私學復興費の助成

三、戰災私學の有する特殊預金の解除

四、私學への寄附金に對する租税の減免

五、私立學校教職員待遇改善費の補助

右決議する。

本決議案ハ各黨殆ト全員ノ賛成ヲ得テ居リマスルノデ、説明ヲ極ク要點ノミニ切詰メテ申上ゲタイト思ヒマス、日本ノ教育界ニ於ケル私立學校ノ重要性ハ、私ガ茲ニ説明致シマセヌデモ、先刻既ニ御承知ノ通りデアルノデアリマス、日本ノ過去ノ文化ハ、殆ト私學ノ手ニ依ツテ建設サレタト言ウテモ過言デハナイノデアリマス、彼ノ明治維新ノ大業ハ、當時ノ所謂官學デアツタ所ノ聖堂ノ出身者デナク、名モナキ一私塾ノ出身者ニ依ツテ成ツタノデアリマス、又各藩ノ大名ノ建テマシタル藩校ニ對スル寺小屋、此ノ寺小屋コソ、我が日本文化ノ生ミノ親デアルノデアリマス、明治大正トナリマシテ、アノ官尊民卑ノ風潮ノ中ニアツテスラ、私學ハ益々發展致シマシテ、世ニ多クノ人材ヲ送ツテ居ルノデアリマス、然ルニ昭和ニナリ、特ニ最近ニ至リマシテ、私立學校ニ對スル政府ノ態度ハ常態ヲ失シマシテ、授業料ノ徵集ヲ極度ニ限定致シ、寄附金ノ募集ヲ禁ジ、而モ高度ノ監督ヲナシ、官學的主張ヲ以テ、私立學校ノ特色ヲサヘ拂拭セント致シテ居ルノデアリマス、一例ヲ舉ゲマスルナラバ、中等學校ニ於ケル授業料ノ如キモ、數ヶ月前マデハ月僅カニ

六圖ニ限定致シ、恰モ私學ヲ意識的ニ全滅セシメントスルヤウニ見エタノデアリマス、然ルニ此ノ壓迫ニモ拘ラズ、默々トシテ全國ノ學生生徒ノ大半ヲ引受ケテ、文化國家建設ニ努力致シテ居ルノデアリマス、日本教育再建ニ當リ、政府ハ私學中心デ行クノカ、官學一色デ行クノカ、其ノ何レヲ採ルカ、政府ノ根本方針ハ明確デナイノデアリマス、政府ハ、或ハ官學ハ官學ノ特徵ヲ生カシ、私學ハ私學ノ特徵ヲ生カシ、教育行政ニ萬遺憾ナキ期シタイト言フカモ知レマセヌ、併シ日本ノ現狀ハ決シテ左様ナ生易シイモノデハナイト考ヘルノデアリマス、周圍ノ事情ハ、官學ノ根本整理ヲ要望致シテ居ルノデアリマシテ、政府ハ速カニ根本的ニ官立學校ヲ整理シ、特殊ノモノヲ除キ、全部私學ニ讓ルベキデアルト私ハ考ヘルモノデアリマス（拍手）政府ハ、私學ノ本質カラ致シテ、私學自身ノ責任ニ於テ戰災學校ノ復興ハヤルベキカノヤウナ言辭ヲ弄スルノデアリマスルガ、一體戰災ハ好キ好ンデ受ケタノデハナイノデアリマシテ、國ノ犠牲ニナツタノデアリマス、此ノ間同ジク戰災ヲ受ケマシタ官公立學校ハ、國費ヲ以テドシノ復興致シマスルガ、私立學校ノ戰災校ハ、資金ノ封鎖ト資材

難ノ爲ニ、全ク復興ガ出來ナイ狀態ニ置カレテ居ルノデアリマス、聞ク所ニ依ルト、豫算面ニ現ハレタル六十億餘圓ノ、所謂社會事業ニ使用スベキ費用ノ中ニ、此ノ復興費ガ織込マレテアツタガ、字句ノ解釋ニ於テ厚生省トノ間ニ閣著ガ起キテ、結局私立學校ニ對シマシテハ、此ノ金ハ使用ガ出來ナクナツタト云フコトデアリマス、斯ク致シマスルト、我々ガ此ノ議會ヲ通シ協賛ヲ與ヘマシタアノ龐大ナル豫算ノ中ニ、私立學校ノ復興費ガナイト云フコトニナルノデアリマス、私立學校ニハ私立學校ノ自尊心ガアリマス、決シテ好ンデ國ノ世話ニナリタイトハ思フマイト思フノデアリマス、併シ戰災ハハ別デアリマシテ、國策ニ依ツテ受ケマシタ災害ハ、國ガ之ヲ復興スルノガ當然デアルト考ヘマス（拍手）若シ豫算面ニナシトスルナラバ、政府ハ速カニ案ヲ立テ、一刻モ早ク私學戰災校ノ復興ヲ圖ルベキデアルト考ヘルノデアリマス、此ノ戰災校復興助成ハ、教育ノ使命ト其ノ本質ニ鑑ミ、補助金亡國ヲ叫ブ人達モ喜ンデ賛意ヲ表スルモノデアルト私ハ考ヘルモノデアリマス

次ニ私立學校ノ教職員ノ待遇ノ問題デアリマスルガ、是モ世ガ平常ノ時ナラ、私學自體ニ於テ立派ニ解決サルベキ問題デアアルノデアリマス、然ルニ現在ハ決シテ正常デハナイノデアリマシテ、戰爭中ヨリ戰後ニ掛ケテノ政府ノ經濟政策ノ當ヲ得ザルガ爲ニ、物價ハ表相場ト裏相場ノ二重相場ノ出現ヲ致シ、貸金ハ昂騰シ、二重拂ノ餘儀ナクサレテ居ルノデアリマス、二重拂ヲシタクモ、私學ニ於キマシテハ財源ガナイノデアリマス、私學ノ教職員ハ、不常ナル報酬ニ對シ、其ノ聖職ガ學生生徒ニ及ボス影響ニ鑑ミ「ゼネスト」モセズ、死ニ直面シナガラ、默々トシテ教壇ニ立ツテ居ルノデアリマス、佛語ニ「法輪轉スル處食輪轉ス」ト言フ言葉ガアルノデアリマスガ、如何ニ法輪ヲ轉ジマシテモ食輪ノ轉ゼザルハ、私立學校ノ教職員諸君ノ現狀デアアルノデアリマス、御承知ノ通り既ニ授業料ノ限度ハ抑ヘラレテ居リ、寄附金ハ禁ゼラレテ居リマス、資金ハ封鎖サレテ居リマス、私立學校ノ經營ハ如何様ニ致スノデアリマセウカ、實ニ重大關頭ニ立ツテ居ルノデアリマス、即チ例ヲ中等學校ノ教員ニ取ツテ見マスルナラバ、全國ノ私立中等學校教員ノ平均給ハ、月額四百餘圓トナツテ居ルノデアリマス、然ルニ政府ノ七月俸給令ノ改正ニ依リマスレバ、官立中等學校教職員ノ月額ハ、實ニ千五百圓ノ多額ニ上ルノ

デアリマシテ、此ノ差ガ千圓ニナルノデアリマス、現在ノ世相ヨリ致シマシテ、私學ハ是レ以上父兄ニ學費ヲ轉嫁スルコトハ不可能デアルト考ヘルノデアリマス、若シ父兄ニ轉嫁スルコトガ可能ナリト致シマスルナラバ、實ニ月謝ハ月八十圓ノ高額ニ上ルノデアリマス、政府ノ言フ所謂五百圓生活デハ、父兄ガ負擔出來ルデアリマセウカ、私ハ絕對ニ出來ナイモ思フノデアリマス、若シ出來タト致シマシテモ、ソレハ教育ノ機會均等ニ反スルモノデアリマス、官學、私學ト名ハ別デアリマスガ、國民教育ノ使命ノ本質ニハ變リハナイノデアリマス、唯恨レルノハ、此ノ教員俸給ノ差ガ學生生徒ニ及ボス影響デアリマス、之ヲ冷タク、單ニ勞働問題カラ見マシテモ、實ニ重大ナル問題ナノデアリマシテ、此ノ問題ハ、如何様ニ致シマシテモ解決セネバナラヌ重大問題デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）私學ノ經濟ハ、人件費スラ出シ得ナイ現狀デアアルノデアリマス、政府ハ此ノ點ニ留意シ、優先的ニ教育資材ヲ配給シ、教育ニ支障ナキヤウ格段ノ努力ヲ致スベキモノデアルト考ヘルノデアリマス、口ヲ開ケバ文化國家ノ建設、戰爭ナキ平和日本ノ建設ヲ叫ビマスルガ、此ノ目的達成ニハ、實ニ強力

ナル教育ノ力ガ必要デアリマス、本期議會ニ於キマシテハ、幾多ノ曲折ヲ經テ、新憲法ガ將ニ成立センニ致シテ居ルノデアリマスガ、併シ之ヲ活用シ、之ヲ獲得セシメネバ、全ク死文デアリマス、之ヲ活カスモノハ實ニ教育デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）而モ全國教育ノ三分ノ二ヲ擔當シテ居リマス私學ヲ振興スルト否トハ、直チニ將來ノ日本ヲ左右致スノデアリマス、政府ハ速カニ案ヲ具シテ、私學振興ノ爲メ努力サレンコトヲ熱望スル次第デアリマス、之ヲ以テ提案理由ノ説明ヲ終リマス、何卒滿場ノ御賛成ヲ願ヒマス（拍手）

○議長（山崎猛君）是ヨリ討論ニ入りマス、順次發言ヲ許シマス——西山富佐太君

〔西山富佐太君登壇〕

○西山富佐太君 本日ノ議會ニ、私學振興に關する決議案ガ上程致サレマシタコトハ、再建日本ノ總テノ基盤デアル教育ノ革新ノ爲ニ、洵ニ喜バシイコトデアリマシテ、私ハ茲ニ賛意ヲ表スルト共ニ政府ニ對シマシテ、此ノ決議ヲ速カニ實現サル、ヤウ強ク希望ヲ致スモノデアリマス

平和日本建設ノ根本理念デアアル我が國ノ民主化ハ、主トシテ教育ノ力ニ俟

ツノ外ハナイノデアリマス、而モ民主
的教育ノ根本的要素デアル所ノ自主獨
立、個性ノ尊重ヲ基礎トスル人格教育
ハ、從來私學ノ最モ大ナル特色ト致シ
テ居ル所デアリマス、況ンヤ今後ニ於
ケル民主日本ノ教育ハ、斯カル特色ノ
アル私學ヲ中心トシテ、初メテ新日本
建設ノ大業ガ成就サルベキモノデア
ルト考ヘルノデアリマス、然ルニ斯カル
重責ニアル私立學校ハ、今ヤ教員待遇
ノ問題ト、戰災學校復興ノ點ニ付キマ
シテ、實ニ全面的崩壊ノ危機ニ直面
致シテ居リマス、若シ夫レ一日デモ之
ヲ等閑視スルナラバ、雖テ全日本ノ教
育ハ一大混亂ノ渦中ニ抛リ込マレル虞
ガアルノデアリマス、之ヲ教員待遇ノ
面カラ見マシテモ、全國私立中等學校
教職員ノ待遇ハ、本俸ニ手當ヲ含マセ
マシテ四百五十圓程度デアリマス、之
ニ對シマシテ、生活給ト稱セラル、公
立學校教職員ノ待遇ハ、平均千五百圓
トナツテ居ルノデアリマス、是ハ專門
學校、大學等ニ於キマシテモ、大體同
様ノ狀態ニアルノデアリマス、又戰災
學校復興ノ方面ニ付キマシテモ、全國
私立學校中罹災ヲ致シタモノハ、中等
學校ダケデモ二百七十、其ノ燒失面積
ハ二十一萬坪ニナツテ居リマス、諸
公立學校ニ於キマシテハ、國庫或ハ地

方費ニ依リマシテ、逐次復興建築ガ進
行致シテ居リマスガ、私立ニ於キマシ
テハ、既ニ終戰後一箇年ヲ經過致シタ
ニモ拘ラズ、未ダ戰災復興ノ計畫スラ
立タナイ、サウシテ多數ノ教職員、生
徒、父兄ヲ不安ノ狀態ニ置イテ居ルノ
デアリマシテ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナイ所
デアリマス、政府ハ教育制度刷新委員
會ヲ設ケテ、國家百年ノ大計ヲ審議ス
ル前ニ、先ヅ以テ、只今存亡ノ關頭ニ
立ツテ居ル此ノ私學ニ對シテ、救済ノ
手ヲ伸ベナケレバナラナイト思フノデ
アリマス、即チ教室ナキモノニハ教室
ヲ與ヘ、教具、教科書ノナイモノニハ
ソレヲ與ヘ、食ナキ教師ニ食ヲ與ヘル
コトニ、最大ノ努力ヲ拂ハナケレバナ
ラナイト信ズルモノデアリマス、何ト
ナレバ國家再建ヲ急グ此ノ際、教育ノ
空洞時代ヲ作り、教育ノ足踏ミ時代ヲ
作ル譯ニハ行カナイカラデアリマス、
成程私立學校ハ獨立自營ヲ建前トスル
モノデアリマス、隨テ敢テ政府ノ助力
ヲ仰グ必要ハナイ、政府ノ助力ヲ仰グ
コトハ、即チ政府ノ干涉ヲ求メルコト
ダト非難スル向キモアルノデアリマ
ス、然リ而シテ私ハ私學ハ何處デモ
獨立自營、自尊獨立、飽クマデ其ノ特
異性ヲ發揮致シマシテ、自由潤達ニ經
營セラルベキモノダト信ジテ居リマス

ケレドモ、ソレハ平時ノコトデアリマ
ス、戰災ニ因リマシテ、建物設備ノ一
切ヲ失ヒ、經濟界ハ變調ヲ來シテ居
リ、金融ハ梗塞致シマシテ、經濟ノ自
由ヲ奪ハレテ居ル今日、若シ獨立自營
ニ名ヲ籍リマシテ、救済ノ緊急對策ヲ
講ジナイナラバ、私學ハ悉ク壞滅ニ陥
ツテシマフバカリデナク、幾多ノ青少
年ヲシテ其ノ希望ヲ失ハシメ、國家再
建ノ迫力ヲナクシ、延イテハ自暴自棄
ニ陥ラシムルコトヲ惧レルモノデアリ
マス、日本ノ私立學校ハ、一アメリカ
ノ私立學校ノヤウナ大キナ基本金ヲ持
ツテ居ルモノデアリマセズ、百萬圓以
上ノ基本金ヲ持ツテ居ルモノハ極メテ
少數デアリマス、恐ラク中等學校ニハ
一校モナイデアラウト思ヒマス、而モ
此ノ基金、積立金、特殊預金モ殆ド手
ノ付ケヤウガナイ、寄附金ノ募集ノ問
題ニ致シマシテモ、或ハ又私學經營ノ
唯一ノ財源トモ言フベキ授業料ノ値上
ニ致シマシテモ、今日ノ經濟狀態デハ、
事實上行ハレナイノデアリマス、實ニ
私學ハ壁ノ足ヲ拂ガレタヤウナ八方塞
ガリノ窮狀ニアルノデアリマシテ、若
シ今日私學ガ自力ヲ以テ更生シヨウト
スルナラバ、是ハ中學ニ付テ申シマシ
テモ、臨時費トシテ生徒一人當リ三千

圓、經常費ト致シマシテ月謝八十圓ヲ
要スルノデアリマシテ、是デハ就學家
庭ノ經濟ハ慘憺タルモノガアルト存
ズルノデアリマス
斯クノ如クシテ、現在ノ青空教育ヲ
ヤツテ居ル多數ノ私立學校ハ、一體冬
ニナツタラドウスルノデアラウカ、四
月ニ入學スル生徒ハ、如何ニシテ受入
レラレルノデアラウカ、又現在ノ生徒
ハ如何ニスベキデアラウカ、更ニ又文
字通り餓死戰線ニアル多數ノ教職員ハ
ドウスルノデアラウカ、中ニハ思ヒ餘
ツテ學校ヲ投出サウト云フ校長モアル
ケレドモ、ソレハ父兄ヤ卒業生ガ承知
シナイ、是ガ實情ナノデアリマス、若シ
此ノ現狀ノ儘デ推移致シマスナラバ、
私立學校ハ其ノ機能ヲ停止シ、全面的
崩壊ヲ來スコトニナルノデアリマシ
テ、此ノ際國家教育ノ爲ニドウシテモ
此ノ危機ヲ打開シナケレバナラナイト
思フノデアリマス

私ハ先般各黨代表ノ方々ト、民間情
報教育部ニ參リマシテ、戰災學校ノ問
題ヲ一手ニ引受ケテ居ラル、方ニ御目
ニ掛リ、此ノ復興ノ陳情ヲ致シタノデ
アリマス、其ノ時色々懇切ナル指導
ガアリ、幾多ノ示唆ヲ與ヘラレタノデ
アリマスルガ、其ノ時ニ直覺致シマシ
タコト、竝ニ其ノ他ノ事情カラ綜合致
シマシテ、是ハ文部大臣ト大藏大臣ニ
熱意ト肚ガアルナラバ何トカナル、大
藏大臣ガ本當ニ教育優先ノ原則ヲ確認
サレマシテ、誠意ヲ以テ工夫努力ヲサ
レルナラバ、ソコニハ解決ノ途ガ必ズ
開カレルト考察ヲ致シテ居ルモノデア
リマス、即チ低利資金ノ融通、或ハ第
二封鎖、特殊預金ノ解除、寄附金ノ免
稅、資材ノ優先配給等、幾多ノ方策ガ
講ゼラル、ト思フノデアリマス、而モ
是ハ急グ問題デアリマシテ、次ノ議曾
デハ間ニ合ハナイ、政府ハ是等ノ措置
ヲ講ズルト共ニ、即刻追加豫算トシ
テ、私學ニ對スル相當額ノ補助ノ途ヲ
講ゼラレンコトヲ要望シテ已マナイモ
ノデアリマス
又政府ハ、官公立學校ノ戰災復興事
業ヲバ、失業救済ノ對象トシテ居ルニ
モ拘ラズ、私立學校ノ戰災復興事業ヲ、
失業救済ノ對象トシテ居ナイノハドウ
云フ譯デアリマセウカ、サウシテ又一
面、過去ニ於キマシテハ、私學經營ヲ營
利企業ト考ヘタモノガアツタカモ知レ
マセスケレドモ、今日ニ於キマシテ
ハ、斯クノ如キ考ヘ方ハ許サルベキモ
ノデハナク、等シク國家ノ爲メ、公共
公益ノ爲メノ私學經營デアリ、又サウナ
クテハナラナイト思フノデアリマス、
隨テ政府ハ官公立學校ニミ力ヲ注グ

コトナク、其ノ差別ヲ設ケナイデ、私立學校ヲモ救済スベキデアルト思ヒマス

更ニ又教師ノ思想態度ガ、若キ學徒ニ大ナル影響ヲ與ヘルコトヲ考ヘル時ニ、今日幾千ノ私學ノ教職員達ガ、極メテ貧弱ナル俸給ニ依ツテ漸ク飢ヲ支ヘテ居ルト云フ實情ハ、是ハ決シテ教職員ノ身體、思想ヲ健全ニ致シマシテ、眞ニ教育ノ使命ヲ自覺シ、國家再建ニ全力ヲ發揮セシメ得ル所以デハナイト考ヘラレノデアリマス

政府ハ、憲法ニ於テ教育ノ權利ヲ承認シ、又教育ノ機會均等ヲ説キ、更ニ自由ニシテ民主的ナ教育ノ發展ヲ望ンデ居ルバカリデナク、教育ノ再建刷新ニ依ツテ新日本ヲ建設シヨウトシテ居ル以上、速カニ私學ヲ救済シ、私學ノ發展ニ努力スル責任ガアルト斷ズルモノデアリマス、以上述べマシテ、本案ニ賛意ヲ表スルモノデアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 高津正道君

〔高津正道君登壇〕

○高津正道君 昨ハ日本社會黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ賛成ノ意思表示ヲシヨウトスルモノデアリマス、私ガ實ハ數字ヲ擧ゲテ申上ゲヨウト思ツタコトヲ、前ノ同僚ノ二人ノ議員ニ依ツテ述べ盡サレタノデ、之ヲ私ノ本論ト致

シマシテ、私ノ結論ダケヲ玆ニ申上ゲルコトニ致シマス

結局此ノ第一、公私立學校生徒學費負擔額ノ不均衡是正、以下五項目アルノデアリマスガ、此ノ五項目ヲ實際ニ實現スル爲ニハ、寄附金ニ俟ツカ、或ハ政府ノ補助ニ依ルカト云フ問題ニ歸著スルノデアリマス、ダガ不思議ナコトニ、私立中學、女學校、サウ云フ中等學校ニハ、割合ニ大富豪や或ハ大官僚ノ子供達ガ入ツテ居ナイト云フ事實ガ發見サレタノデアリマス、中等學校ノ教職員諸君ガ、非常ニ困ツタ餘リニ、ドウニカシテ此ノ補助ヲ得タイト云フ運動ヲスル爲ニ、政府ノ中ニ何カ手藁ガナイデアラウカト調ベテ見マスト、ドウモ課長、局長ナント云フ人ノ子供ガ、ドノ學校ヲ調ベテモ居ナイト云フ事實ガ發見サレタト云フノデアリマス、大キナ役人ヤ、大キナ金持ノ子供ハ、皆頭ガ揃ツテ良イト云フ譯デハナイノニ、日本ノ教育界ニ於テハ不可思議ナル現象ガアリマシテ、皆良イ學校ニ、良イ學校ニ入ツテ居ルノデアリマス(拍手) 此ノ間モ、或ル相當ノ官僚ガ、官僚ヲ辭メテ述懐スルノニ、自分ハ急ニ基ガ下手ニナツタシ、子供モ急ニ學校ノ成績ガ悪クナツタ、貧スレバ鈍スルト云フノハ此ノコトダト云フ

ヤウナコトヲ言ツタト云フノデアリマス、何ト云フ反省能力ノ足りナイ官僚デアルカ、ソレハ其ノ人ガ局長或ハ課長ノ席ヲ占メテ居ツタガ故ニ、相手ニナル人間ガ敬意ヲ表シテ、甚ニ何時モ負ケテヤツタ居ツタノデアリマス(拍手) 彼ガ課長、局長デアルガ故ニ、彼ノ子供ハ少々頭ガ悪クテモ、優等ノ成績トシテ學校ノ先生達モ敬意ヲ表シテ居ツタノデアリマス、ダカラ局長ノ地位ヲ去リ、課長ノ地位ヲ去レバ、急ニ基ガ弱クナリ、子供ノ成績ガ悪クナルト云フ結果ヲ來シタノデアリマス、私ハ日本ノ政治ノ如何ナル部分ヲ解剖シ、分解シテ見マシテモ、我々ノ「レゾ」ヲ向ケル所、必ズ其處ニハ、默ツテ見テ居レナイヤウナ事實バカリヲ見受ケルノデアリマス(拍手) 寄附金ニ俟ツカ、政府ガ出スカ、此ノ問題ヲ解決スルノニ、寄附金デ出サセヨウト言ツタツテ、一人ノ父兄ニ三千圓モノ金ガ出セルモノデスカ、サウシテ又東京ノ全部ノ私學ヲ言フノデアリマセヌガ、或ル私學ノ如キハ、早耳ニ依ツテ、特殊預金ノ解除ヲ逸早く受ケタト云フ例ガナイデアアリマセヌガ、地方ニアル多クノ中等學校ハ、サウ云フヤウナ早耳筋ヲ持タナイノデ、東京ニ於ケルト同ジク、或ハソレ以上ニ苦シン

デ居ル事實ヲ我々ハ知ツテ居ルノデアリマス、假ニ東京都ノ例ヲ取ルナラバ、私立學校ガ三百二十五、公立ガ百十一校ニナツテ居リマス、併シナガラ受持ツテ居ル生徒ノ數ハ、私學ガ東京デハ二十一萬人、公立ガ七萬八千人ヲ受持ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ風ニ厩大ナ、二十一萬人ト云フヤウナ私學ノ生徒ヲ、東京ノ中等諸學校ガ受持ツテ居ツテ、先生達ノ待遇ガ非常ニ惡クテ、復興ハチツトモ出來ナイ、官公立ノ中等學校ノ扱ヒト違フ別ノ待遇ヲ受ケテ居ル、先生ガ僻ムト云フコトヲ私ハ申上ゲルノデアアリマセヌガ、先生ダツテ、イラノノシヨウト云フモノデアリマス、其ノヤウナ、イラシシタ生活難ノ狀態ニ先生ヲ置イテ、生徒ガドウ云フ影響ヲ受ケルデアラウカ、國民學校ノ、女學校或ハ中等學校ヲ出タバカリノ先生ガ、五十圓ノ本給デ、新シイ制度ニ依ツテハ七百五十圓ノ收入ガアルト云フノニ、中等學校教員ノ平均給ハ、同僚議員ノ示サレタ數字ノ如ク非常ニ少イノデアリマス、御免ヲ蒙リマシテ——「ヨーロッパ」ノ畫家ガ、富豪カラ依頼サレテ、一週間デ繪ヲ描イテヤツタ、而モ莫大ナル報酬ヲ要求シタノデアリマスガ、其ノ富豪ガ腹ヲ立テマシテ、一週間位デソ

ナニ大キイ要求ヲスルノハ怪シカラヌデヤナイカト言ツテ、裁判ニ持出シタ所ガ、畫家ハ法廷ニ於テ、ドノ位ノ期間ヲ以テ此ノ繪ヲ描キ上ゲタカト云フ裁判長ノ問ニ對シ、三十年ト一週間、斯ウ答ヘタト云フノデアリマス(「新聞デ讀ンダ」ト呼ブ者アリ) 其ノ新聞デ讀ンダノデアリマス、一週間、是ハ實ニ讀ミ棄テルコトノ出來ナイ、一ツノ大キナ材料デアルト私ハ思フ、一週間デ出來テ居ルト云フノハ表面ノ事實デアツテ、裏ニ「脱線々々」ト呼ブ者アリ(此處ガ一番關係ガ深いダ(拍手)裏ニ三十年ノ苦勞ガ籠ツテ居ルト云フ事實ヲ、我々ハ無視スルコトハ出來ナイノデアリマス、我々ハ、國民學校ノ代用教員ノ人々ガ大イニ優遇サレルコトヲ望ムケレドモ、三十年ノ勉強ヲシテ居ル所ノ、中等學校ノ、本當ノ教員免狀ヲ持ツテ居ル苦勞ヲシタ人々ノ生活費、待遇ト云フモノガ、國民學校ノ先生ノ三分ノ二ニモ足りナイト云フヤウナ狀態デアルト云フコトハ、許スコトノ出來ナイコトデアルトハ、思フ(拍手)此ノ問題ノ隘路ハ何處ニアリヤ、文部大臣ノ押シガ利カナイノデアアルカ、腰ノ入レ方ガ足リナイノデアアルカ、或ハ大藏省ニ於テ其ノ點ニダケ無暗ニ澁ルノデアアルカ、内閣全體ガ

教育ト云フ問題ヲ輕ク見テ居ルト云フヤウナ、問題ハサウ云フ根本ノ點ニア
ルノデアアルカ、昨年八月十五日ニ戰爭
ガ濟ンデ以來一年以上經過シテ居ル
今日、此ノヤウニ教育ガ粗末ニサレテ
居ルト云フコトハ、私ハ歎カハシイコ
トダト思フデアリマス(拍手)

併シナガラ私ハ私學ヘノ希望ガナイ
譯デハナイ、其ノ一ツハ、學校株式會
社ト云フヤウナヤリ方デアツテハ仕方
ガナイ、中等學校ノ學生ニ及ボス影響
ハ恐ルベキモノガアル、ソレダカラト
言ツテ、私ハ表面的ニ其ノ部分ダケヲ
攻撃シヨウトスルモノデハナイ、政府
ガ無能無爲ダカラ、サウ云フヤウナ學
校株式會社ニナラナケレバナライ事
情ガ存スルノデアリマス、斯ウ云フヤ
ウナ教育界ノ憂フベキ現象ヲ一掃スル
コトハ、政府ノ責任デアアルガ、殊ニ其
ノ主務官廳デアアル所ノ文部省ノ責任デ
アル、大臣一人ヲ責メルノデハナイ、
五人モ七人モ局長ガアリ、其ノ下ニマ
ダモット多クノ課長ガ居ル、官僚ハ斯
ウ云フヤウナ事情ニ對シテ、己レノ責
任トシテ痛烈ニ之ヲ感ジテ此ノ問題ニ
善處シ、衆議院ノ此ノ決議案ニ盛ラレ
テ居ル精神ヲ貫徹スルヤウニ、大臣ハ
責任ヲ以テ此ノ壇上ニ立ツテ御答辯ア
ランコトヲ希望シテ、私ノ賛成演說ヲ
終ル次第デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 越原もる君

〔越原もる君登壇〕

○越原もる君 我ハ協同民主黨ヲ代表
致シマシテ、本日各派共同ノ下ニ御提
案ニナリマシタ私學振興ノ決議案ニ對
シマシテ、衷心賛成ノ意ヲ表スルモノ
デゴザイマス、賛成ト同時ニ、政府ニ
對シマシテ要請願ヲ申上ゲタイノデ
ゴザイマス
從來私學ト申シマス、其ノ實力ノ
如何ニ拘ラズ、其ノ努力ノ如何ニ拘ラ
ズ、其ノ特長ノ如何ニ拘ラズ、常ニ官
立學校ノ下ニ置カレテ參リマシタコト
ハ、洵ニ痛憤遺憾ノ至リニ存ズルノデ
ゴザイマス、併シ民主主義ノ今日、此
ノ官尊民卑ノ惡風ハ速カニ拭ヒ去ラレ
マスコトトハ存ジマスガ、今回ノ戰災
學校復舊ニ當リマシテ、政府ハ公立學
校ノ爲ニハ相當額ノ豫算ヲ計上セラレ
ナガラ、私學ニ關シテハ更ニ顧ミラレ
ナイノハ何故デゴザイマセウカ(拍手)
私學ハ自主獨立ノ精神ノ下ニ立ツテ居
ルガ故ニ、勝手ニ放ツテ置ケバ宜イ、
勝手ニスルガ宜イト思召シデゴザイマ
セウカ、私學ニハオ金ガゴザイマセ
ヌ、而モ今四國ノナシタ戰爭ニ依ッ
テ、其ノ一切ヲ失ヒマシタ所ノ私學ニ
對シテ、政府ハ、國家ハ、ソレヲ補償

シ、辨償スベキデアルト云フコトヲ
一般大衆ハ考ヘテ居リマスノニ、公立
學校ニノ豫算ヲ取ラレマシテ、私學
ノ方ヲ顧ミラレナイ爲ニ、私學ノ復舊
ガ出來ナカツタ場合、ドンナ問題ガ起
ルコトデゴザイマセウカ、此ノ議場内
ニ議席ヲ持タレマス議員各位ノ中、三
分ノ二以上ハ私學御出身ノ方々デア
ルト存ジマスガ、今私學ハ本當ニ立ツカ
潰レルカノ境目ニ立ツテ居リマス、此
ノ有様ヲドウ云フヤウニ御覽ニナツテ
居ラレマスコトデゴザイマセウカ、政府
ハ、日本ノ復興ハ教育ニアリ、文化國
家再建ハ教育ヲ措イテ他ニアリ得ナイ
ト仰セナリナガラ、其ノ職ニ從事致
シマス私學ニ對シテ、又全國ノ學生生
徒ノ半數以上ヲ預ツテ居リマス私學ニ
對シテ、何等復興ノ爲ニ援助ノ途ヲ講
ゼラレナイノハ、何故デゴザイマセウ
カ、最早今ハ豫算ノアルナシヲ論ジテ
居ル時デハナイト存ジマス、速カニ私
學復興費ヲ追加豫算ノ中ニ繰入ラレ
マシテ、一日モ早ク復興致シマスヤウ
ニ、全國ノ戰災私學ヲ代表致シマシ
テ、茲ニ懇請致シマス次第デゴザイマ
ス(拍手)

尙ホ今一ツ御願ヒ致シタイト存ジマ
スコトハ、進養務教育ニ携ハリマスル
所ノ中等教員ニ關スル俸給ノ問題デゴ

ザイマス、日本ノ再建ガ教育ニ依ツテ
ナサルベキモノデアリマス故ニ、其ノ
教職員ニ對スル俸給ヲ國庫ヨリ支給サ
レマスノハ、當然過ギル程當然ノコト
デアリマス、若シ私學ニノミハ國庫ヨ
リ俸給ヲ支給シナイト云フコトニナリ
マシタ場合、私學ノ教職員ハ、其ノ日
ノ生活ヲ如何ニ致スベキデゴザイマセ
ウカ、今回ノ昇給ニ依リマシテ、公立
中等學校ノ教職員ハ平均給千五百圓デ
アルト云フノニ、ソレニ對シマシテ、
先程カラモ段々御話ノゴザイマシタヤ
ウニ、私學ノ教職員俸給ハ四百圓ニ足
リナイノデゴザイマス、之ヲ公立學校
ノ教員給ト同等ニ致シマス爲ニハ、一
人ノ月謝、授業料ヲ八十圓徴收シナケ
レバ出來ナイノデゴザイマス、私立學
校ノ父兄ニノミ、公立學校經營ノ爲ノ
課稅ヲ負擔サセ、其ノ上ニ私學ノ經營
ニ付テノ責ヲ負ハセ、二重負擔ノ苦シ
ミヲ掛ケテ宜イモノデゴザイマセウ
カ、是ハ民主主義ノ許ス所デハナイト
存ジマス、公立私立ノ區別ナク、生徒
モ父兄モ平等ニ、機會均等ニ教育ヲ受
ケマシテコソ、眞ノ教育ノ振興ヲ見ル
コトガ出來ルト存ズルノデゴザイマス
(拍手)此ノ意味ニ於キマシテ、政府ハ
豫算ガドウシテモ今ナイト云フコトデ
ゴザイマスナラバ、現在ノ私立學校ノ

授業料ノ程度マデ公立學校ノ授業料ヲ
引上ゲ、其ノ差額ニ依ツテ私學ノ援助
ヲサレマスノモ一策カト存ジマス、速
カニ何等カノ方法ヲ講ゼラレマシテ、
私學振興ノ爲ニ御考慮アラシコトヲ、
全國ノ私學ニ代ツテ御願ヒ申上ゲル次
第デゴザイマス、以上二項目ニ付キマ
シテ賛成ト同時ニ政府ニ速カニ實現ヲ
御願ヒ致シマシテ、私ノ演說ヲ終リト
致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 中田榮太郎君

〔中田榮太郎君登壇〕

○中田榮太郎君 我ハ國民黨ヲ代表致
シマシテ、本決議案ニ對シテ賛成ノ意
ヲ表スルモノデアリマス、寧ロ此ノ要
請ノ餘リニ遅カリシヲ悔イルト共ニ、
此ノ際本案ヲ頗ル重大視シテ、其ノ趣
旨ノ一日モ速カニ實現セラレンコトヲ
熱望致スモノデアリマス、由來我が國
ノ封建的、階級的ナ惡風、官僚的ナ積
年ノ弊政、國民ノ間ニ深ク滲ミ込メ
向且ツ拔ケ難イ所ノ官尊民卑ノ思想、
殊ニ戰時中ノ極端ナル官營統制主義
ハ、遂ニ人權尊重ノ下ニ眞理ノ追求ト
人格ノ育成ヲ目標トスベキ學園ニマデ
浸潤致シマシテ、單ニ官公私立ノ相違
ノ故ヲ以テ、同ジ學校間ニ大イナル差
異アラシメタノデアリマス、私ハ時間
ノ都合上、之ヲ中等學校ノミニ付テ見

マスノニ、全國ニ於テ其ノ三割、東京都ニ於テ實ニ其ノ七割ヲ占メルモノガ、國家カラ、又社會カラ、私學トシテ或ル意味ニ於ケル總子同様な差別取扱ヲ受ケテ居ルコトハ、實ニ我が國教育史上ノ一大恥辱デアルト存ズルノデアリマス、是ガ爲ニ受ケタ、眼ニ見エナイ我が國ノ損失コソ、測リ知レナイモノガアルト存ジマス、我が國ニ於テハ、學校名ニ先ヅ設立體ノ名稱ヲ附スル事務の慣習ガアリマス、多クハ其ノ設立體ガ、恰モ學校ノ内容デモ指示スガ如ク、先ヅ官立、次ハ公立、之ニモ道府縣市町村立ノ順序ガアリマス、アトハ私立ト云フ風ニ、凡ユル點ニ於テ何等カノ順序ヲ附セラレテ居ツタカノ如ク思ハレルノデアリマス、今日官界ニハ官學出身ガ絕對ニ多數デアリ、然ルニ先程モ御話ガアツタ通り、我が議會ニ於テハ寧ロ私學出身者ノ數ガ絕對ニ多イト云フコトト、今日マデ學問打破ガ叫バル、コトト相俟チマシテ、洵ニ異ナ現象デアルト思ハレルノデアリマス、デアリマスルカラシテ、先ヅ差別撤廢ノ爲ニハ、我が國ノ現情勢ニ於テハ、外國ハイザ知ラズ、此ノ設立體ノ名稱ヲ、事務上カラモ、國民ノ心ノ中カラモ、取り除クコトガ必要デアルト存ズルノデアリマス（拍手）

次ニ新シキ國民憲法ニ於キマシテハ、基本人權ノ尊重ト、教育ノ機會均等ト、教育ノ權利ト義務ニ付テ明示セラレテ居ルノミナラズ、義務教育ハ之ヲ無償トスル旨ヲ特記セラレテアルノデアリマス、文化國家建設ノ爲ニハ、現在ノ我が國ニ於ケル青年學校ヲ含ム中等學校、中等教育ハ、差當リノ所義務教育ニ準ズルモノト看做スベキモノデアリ、今後ハ之ヲ改革、擴充、整備シテ、義務化スルノ必要ヲ認マースト共ニ、其ノ可能性アルコトヲ信ズルモノデアリマス、而シテ一方公立學校ニ對シテハ、今ヤ政府ハ教職員ノ待遇ニ於テ、戰災校ノ復興ニ於テ、ソレト直接國庫ヨリ救援ノ手ヲ伸バシツ、アルガ、單リ私立學校ニ對シテ何等ノ方法ヲ講ジテ居ナイノハ、理由ノ如何ニ拘ラズ、民主政治下ニ於ケル一大手落ちデアルト思フノデアリマス（拍手）

今、中等學校ニ付テ見ルニ、教師ノ改正待遇ハ、公立ニ於テ、先程モ御話ガアリマシタ通り、月額一千五百圓ニ及バントシテ居ル、私立ハ僅カニ五百圓ニサヘ達シナイ、全國二萬ノ私立學校教師ハ、最早生活苦ニ耐ヘ切レナイノデアリマス、授業料ハ極度ニ増徴セラレマシテ、其ノ九割ハ俸給ニ振向ケラレテ居リ、父兄ノ教育ニ重負擔ノ限

度ハ、既ニ盡キテ居リマス、是レ以上如何ナル方法ヲ講ジマシテモ、私立獨自ノ力ヲ以テシテハ、何等施スベキ術モナク、此ノ儘ニ拾遺イタナラバ、全國千二百ノ私立中等學校ハ、齊シク閉校ノ已ムナキニ至ルノデアリマス、果敢ナル五十萬ノ青少年學徒ハ、何處ニ於テ學バントスルノデアリマセウカ、更ニ戰災學校ニ至リマシテハ、洵ニ慘憺タルモノガアリマス、全國燒失中等學校ノ四割、即チ二百七十校ハ私學之ヲ占メ、五千七百ノ教室ハ青空トナツテ、三十萬ノ學徒ハ、學バントシテ學ビ舍ナキ現狀ナノデアリマス、過般ノ曉星中學校ニ於ケル都下私立中等學校ノ父兄大會ノ叫ビ、又教育會館ニ於ケル全國私學聯合大會ノ懇ヘ、其ノ他幾多ノ陳情、運動、或ハ要請ナド、洵ニ悲壯ナモノガアリ、之ヲ默視スルニ忍ビナイノデアリマス、政府ハ教育ノ本義ニ基キマシテ、其ノ教育ノ實際ハ委員ナドヲ含ム所ノ學校當事者ニ委ネルガ、其ノ經濟ニ於テハ國營化シツ、アルト言ヒ得ルノデアリマス、近時自ラノ在リ方ニ檢討ヲ加ヘテ、其ノ經營ノ合理化ト、其ノ自肅ニ邁進シツ、アル私立學校ヲバ、國家保障カラ之ヲ除外スルハ何等ノ理由ナシト信ズルノデアリマス、此ノ際政府ハ、國民ト共ニ民

主主義ノ立場カラ、私學ニ對スル在來ノ考ヘ方、見方ノ一大轉換ヲシテ、今日マデノ私學ノ功績ト、今後私學ニ負ハサレタ重大使命トヲ、篤ト體得セネバナラヌト思フノデアリマス、私學ノ振興ト云フコトハ、總テ文教ノ振興ニナルノデアリマス、斯クテ差當リ教師ノ待遇ニ於テ、戰災校ノ復興ニ於テ、政府ノ彈力性アル厖大豫算ヲ工面セラレテ、飽マデ誠意ヲ披瀝シテ助成セラレルコトヲ、確實ニ公約セラレンコトヲ望ムモノデアリマス、私ハ民主日本再建ニ當ル彼ノ純眞敏感ナル幾多ノ青少年學徒ガ、斯クノ如クシテ救ハルルコトヲ期待シテ本決議案ヲ固ク支持スルモノデアリマス（拍手）

○議長（山崎猛君） 池村平太郎君

○池村平太郎君登壇

致シマシテ、其ノ熱烈ナル賛意ヲ受繼イデ、私ハ茲ニ此ノ私學振興に關する決議案ニ賛意ヲ表スルモノデゴザイマス御承知ノ通り本議會始マリマシテカラ、既ニ重大ナル決議案ガ教育上ニ二ツ現ハレテ居ルノデゴザイマス、第一ハ文教刷新ニ關スル決議案デアリ、第二ハ科學教育振興ニ關スル決議案デゴザイマス、而シテ更ニ茲ニ又私學振興に關する決議案ガ提出セラレマシタコトハ、如何ニモ新興日本ガ教育ニ重點ヲ置イテ起テ上ル以外ニ國家再建ノ基盤ガナイト云フ確信ヲ私ハ強ク持ツモノデゴザイマス（拍手）此ノ點ニ於キマシテ、新興日本ノ再建ノ基礎デアル教育、其ノ教育ノ中ニ官尊民卑のナ私學、官學ノ區別ノ今尙ホ存在シテ居リマスコトハ——民主議會ノ今日ノ場面ニ立入りマシテ、此ノ決議案ハ當然過ギル程當然ナル決議案デアルト不肖ハ確信ヲ致シマス（拍手）御承知ノ通り、上ハ憲法改正ノ問題カラ、下ハ政治、生産ノ諸問題ニ至リマスマデ、如何ニ我々ガ此ノ議場ニ於キマシテ民主政策ニ苦心シ、又其ノ徹底ヲ期シテ参リマシタカ、而シテ民主ノ徹底ハ、獨リ政治社會組織機構ノミナラズ、其ノ歸スル所ノ根本ハ、實ニ國民ノ一人々々ガ能ク社會正義ニ自覺致シマシテ、歴史的、倫理的自覺ニ基礎ヲ置カナケレバ徹底シ得ナイノデゴザイマス、而シテ又眞ノ民主日本ノ實現ハ、其ノ基礎ヲ教育ニ俟ツ以外ニ根本的對策ハナイト言ハナケレバナリマセヌ（拍手）然ルニ此ノ重大ナル教育ニ於キマシテ、官尊民卑のナ封建ノ殘滓今尙ホ殘ナラバ、文部當局ハ民主諸政策ノ第一先行問題トシテ、此ノ區別ノ撤廢ヲイ

ノ一番ニ學デナケレバナラスト私ハ思フノデゴザイマス(拍手)此ノ點ニ於キマシテ、本決議案ニ付キマシテハ、滿腔ノ誠意ヲ披瀝致シマシテ、無所屬俱樂部全員ノ贊成ノ意ヲ表スル次第デゴザイマス、極メテ簡單デアリマスガ、ドウカ政府當局ハ此ノ決議案ノ趣旨ヲ須ク容レラレテ、一刻モ早ク實現スルヤウニ希望シテ已マナイノデゴザイマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、採決致シマス、本案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔總員起立〕

○議長(山崎猛君) 起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ(拍手)此ノ際文部大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——田中文部大臣

〔國務大臣田中耕太郎君登壇〕

○國務大臣(田中耕太郎君) 一言所信ヲ申述ヘルコトヲ御許シ願ヒマス

凡ソ教育ノミニ限リマセズ、文化一般ハ、本來社會自體、民間自體ノ發刺タル意欲ト創造力ニ依ツテノミ向上發展致スモノデアリマスコトヲ、私ハ確信シテ已マナイノデゴザイマス、然ルニ明治以來ノ國家萬能主義ハ、遺憾ナガラ此ノ民間ノ意欲ヲ阻礙シテ參リマシタ傾向ガアツタノデゴザイマス、本來

教育ハ其ノ本質ニ於キマシテ、決議ニ述ベラレテ居リマスヤウニ、或ハ理想ヲ同ジウシ、或ハ人格識見ノ高邁ヲ先覺者ノ風ヲ慕ツテ集マル同志ノ者ノ手ニ依ツテ行ハレルノガ理想デアリマス

シ、御決議ノ趣旨モ亦ソコニアルト存ジマス、教育ノ本來ノ使命ハ、斯ク見テ參リマス、私學ニ存在スル、教育ノ本來ノ面目ハ私學デアルト云フコトスラモ申シ得ラレルノデアリマス、然ルニ從來ハ、先程カラ御指摘ニナリマシタヤウニ、我が國ノ朝野ノ官尊民卑ノ傾向ハ、歐米諸國ノ例ニ比較シマシテ、私學尊重ノ念ニ於テ不足シテ居ルカノ憾ミガアツタノデゴザイマス、今後我々ハ私學ヲシテ其ノ本來ノ面目ヲ發揮セシメ、其ノ徹底的振興ニ努力致スベキハ勿論ノコト、進ンデ官學ニモ、私學ノ持つ長キ特長ヲ與ヘルコトスラ必要デアルト云フ風ニ存ジテ居リマス、斯カル趣旨ヲ以テマシテ、政府ト致シマシテハ、此ノ決議ノ精神ニ無條件ニ共鳴致スモノデアリマス(拍手)

尙ホ各項目ニ付キマシテモ、一乃至四ハ其ノ實現ニ今日マデ不斷ノ努力ヲ致シテ參リ、今後モ決シテ諦メナイデ、粘リ強ク努力ヲ繼續致シマスル所存デゴザイマス、特ニ戰災學校復舊、學校金融ニ對スル所ノ種々ナル拘束ヲ取除

クコトニ付キマシテハ、特ニ全努力ヲ傾注シタイト存ジマス、又最後ノ第五ノ私立學校教職員待遇改善ノ問題ニ付キマシテモ、決議ノ御趣旨ハ御尤モ至極デアリマスルカラ、其ノ點ニ付キマシテモ、金融ノ便、或ハ學校ニ對スル適當ナル補助、其ノ他私學本來ノ性質ヲ尊重致シマスル方法ニ於テ、決議ノ目的ヲ達成スルヤウ、目下研究中デゴザイマス、要シマスルニ政府ハ最大ノ誠意ト、最大ノ熱意トヲ私學振興ニ集中致シタク存ジテ居リマス、何卒此ノ上トモ御援助、御鞭撻ヲ切望致シマス次第デアリマス、之ヲ以テ私ノ發言ヲ終リマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、明四日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時二十分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇
振替東京一九〇〇
印刷局
書課